

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナイジェリア	中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	中波ラジオ放送網整備計画を実施するために必要な1.送信施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	526,000千円 H21.3.31まで	H20.6.26 アラジヤ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 ジョーン・オガリー・オグダイ情報通信大臣	H20.7.10 402号
ナイジェリア	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画を実施するために必要な1.機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	574,000千円 H21.3.31まで	H20.7.11 アラジヤ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 フアラヒヤ・バララバ・イブラヒム電力担当国務大臣	H20.7.28 428号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。